

1月は固定資産税（償却資産）の申告期間です

固定資産税の償却資産とは、土地・家屋以外で事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。多久市内に償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。

■申告する必要がある事業主

- 一般企業
- 工業、商業、飲食店、医業、農業などの個人経営者

■申告の対象となる資産

- 事業に使用する構築物、設備、機械、備品、器具、太陽光発電設備
- 事業用資産の修繕・改良に要した費用
- 耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産

■申告の必要がないもの

- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの
- 取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却資産として3年均等償却しているもの

- 家屋として固定資産税が課税されているもの
- リース（賃貸）契約で使用しているもの
- 自動車税または、軽自動車税が課税されているもの
- 多久市以外の市町村に有するもの
（その資産が所在する市町村に申告してください）

申告の期限 1月31日(木)

申告した資産の評価額の合計が150万円以上の場合、平成31年度の固定資産税が課税されます。

昨年申告した人には、申告用の書類を郵送します。今回初めて申告する人は、税務課まで問い合わせください。



土地の利用状況を変更した場合は連絡を！

土地の利用状況を変更（太陽光発電施設用地に変更等）した場合や、課税地目と現況地目に違いがある場合は下記へ連絡ください。

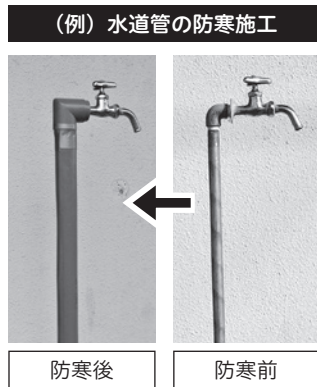
問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176

水道管の防寒対策・凍結防止

冷え込みが厳しい季節になりました。水道管の防寒対策はお済みですか？

○外にある水道管は必ず防寒対策を

外にある水道管（蛇口、配管）は、ホームセンターで販売されている保温材・保温チューブなどを巻いて防寒しましょう。さらにダンボールなどで覆うと効果があります。



(例) 水道管の防寒施工

○トイレや洗面所も防寒が必要です

屋内でもトイレや洗面所の水道管は、凍結や破裂がしやすいので、気をつけましょう。

○凍結予防として、蛇口から少量の水を出しておく

蛇口から箸の太さくらいの少量の水を出しておくのも、凍結防止に有効な手段です。

※浴槽などに溜めて、有効活用しましょう

○メーターボックスの中も防寒を

使用しなくなった梱包用発泡スチロールや布をビニール袋に入れ、地下式メーターボックス

内に入れてください。

※必ずメーターが見えるようにしてください

○凍結してしまったら

自然に溶けるのを待つか、凍った部分にタオルをかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。

※熱湯をかけると水道管や蛇口が破裂することがあります



▲蛇口が凍結した時はぬるま湯でゆっくりと！

○もし破裂してしまったら

メーターボックス内の止水栓を閉め、市指定水道工事に修理を依頼してください。市指定水道工事は、市民利便帳または、市ホームページに掲載しています。

問い合わせ 水道課 管理係 ☎75-3003